

取 付 管 工 事 の 手 引 き

令和7年4月

§ 1 . 設 計 を 行 う 前 に

1 . 調 査

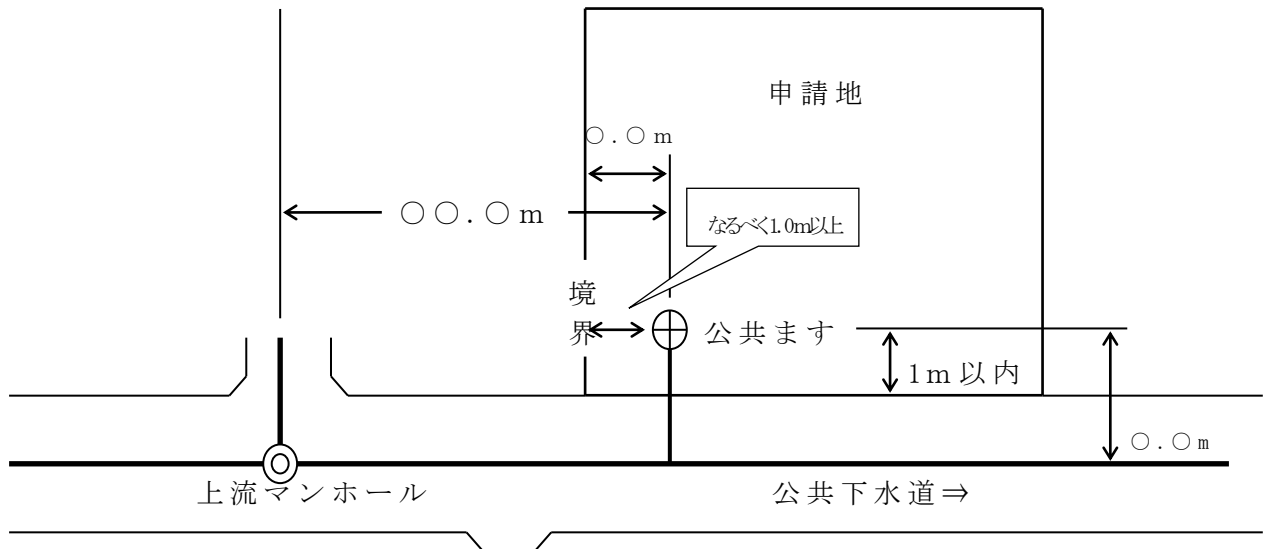
(1) 確 認 事 項

- ① 申請地が下水道計画区域（旧：認可区域）内であるかどうか。区域外の場合は別途下水道調整課管理係と協議が必要です。
- ② 合流地区か分流地区か。また，分流地区の場合は汚水・雨水管の誤認に注意してください。
- ③ 使用する下水道管が，仙台市が所管する下水道管であるかどうか。
（個人所管の下水道管の場合，取付管申請は不要です。）
- ④ 本管の埋設位置，深さ，幹線，圧送管等現場状況により接続不可な本管もあるため，必ず下水道台帳や竣工図等で確認してください。（§ 6 . 1 参照）
- ⑤ 公共ますと取付管の有無
（下水道台帳，竣工図及び現地で確認してください）
※有の場合は下水道管に接続されているか，また破損や土砂等のつまりがないか，管種・管径等の確認を行ってください。異常があれば，下水道北・南管理センターまたは若林下水道サービスセンター（連絡先P. 15参照）へ連絡してください。
- ⑥ 他埋設管の有無
※有の場合は埋設位置や管径等，取付管工事に支障がないか確認してください。
最低土被りや他埋設管構造物等との離隔を考慮して図面を作成してください。舗装種別毎の最低土被りが確保されていない施工は，道路管理者から認められません。
- ⑦ 埋蔵文化財及び河川保護区域等
※必ず該当の有無を確認してください。

(2) そ の 他

- ① 市負担の申請で既設取付管が無い場合は，取付管位置を決定の上，現地上流マンホールから取付位置までの距離と官民境界から公共ますまでの距離を測定してください。（図参照）
- ② 取付管の位置決定の際は，他の取付管（隣地・向側等）から，最低1 m以上離してください。分流地区の場合は雨水ますからも同様です。設置場所は，原則乗入口（道路と宅地の高さが同じ位の箇所）です。
- ③ 公共ますは隣地境界からなるべく1.0m以上離してください。
（境界付近にブロック塀等があり，かつ離隔が取れない場合には「確認書」の提出を指示する場合があります）

市負担申込書裏の
設置箇所図に記入。



§ 2 . 設 計

- (1) 公共ますは1宅地に1箇所（分流地区では汚水・雨水各1箇所）が原則です。但し、既設の公共ますが1箇所ある土地が新たに分筆された場合は、設置希望地の所有者が変わり、かつ公共ますが必要となる場合のみ公費負担とします。
- (2) 土地所有者が、並んだ2つ以上の分筆された土地を所有する場合は、原則として公費での公共ますの設置は1箇所とします。但し、物理的に不都合が生じる場合は、業務課排水設備係と協議してください。
- (3) 2つ以上の分筆された土地に建物がまたがって建築してある場合は、公共ますの設置は1箇所です。
- (4) 本管が埋設されている公道等から宅地盤まで1m以上の高さがある擁壁等の部分には公共ますは設置せず、原則乗入口とします。
- (5) 既存の取付管がある場合はそれを利用し、やむを得ず入替えが必要であればその取付孔を使用してください。
- (6) 取付管は内径150mmとし、下水道用硬質塩化ビニル管の使用を標準とします。私道の場合は業務課排水設備係と協議してください。
- (7) 宅地に2箇所以上の取付管のみがある場合、使用しない管が生じれば、公共ますを設置し維持管理できるようにしてください。ますが設置できない場合は、業務課排水設備係と協議し、本管まで撤去・キャップ止め等の措置をしてください。

- (8) 取付管の移設は、原則として行わないものとします。やむを得ず移設が必要な場合は、業務課排水設備係と協議し、不使用の従前の取付管は、本管まで撤去・キャップ止め等の措置（仙台市下水道施設構造等標準図参照）をしてください。
- (9) 公共ますは宅地内に設置してください。なお、現在道路上にある場合は移設してください。公共ますの設置位置は、植樹（予定）周辺、ゴミ置き場、電柱近接箇所等維持管理に支障のある場所を避け、官民境界より1m以内とします。また、公共ますの嵩上げ・嵩下げは原則として認めないので注意してください。

§ 3 . 協 議

1. 協議の必要なもの

- (1) ・ § 2 で協議を必要としているもの。
・ 既設公共ますの構造が特殊なもの。（規格外、底抜き等）
・ 既設公共ますが高台（道路面より1m以上の高さ）に設置されていて、移設を要するもの。
・ その他、下水道管理者が必要と判断したもの。

2. 協議の手順

- (1) 協議日を事前に予約してください。（業務課排水設備係）
(2) 説明資料（調査図面・写真・流量計算等）持参のうえ協議を行ってください。

§ 4 . 取 付 管 工 事 の 申 請

1. 自己負担取付管工事

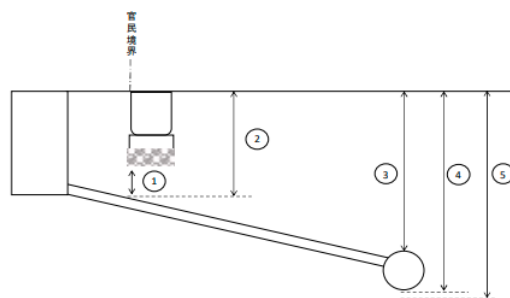
- (1) 提出書類
- ① 公共ます及び取付管工事承認申請書（必要事項を記入の上）・・・ 1部
※施工場所は住居表示を記載してください。（可能な限り○番△号まで記載）住居表示が未定の場合は「分筆前」時点の住所、または隣地の住所を記載してください。
 - ② 道路使用許可申請書・・・・・・・・・・ 2部
※泉区は 3部
 - ③ 位置図（施工箇所が明確に解る地図）
 - ④ 下水道台帳図
 - ⑤ 着手前写真（3方向）
※申請地及び周囲の状況がわかる「全景」と、ます設置箇所や隣接構造物（U型側溝や擁壁など）がわかる「詳細」を撮影し、提出してください。
 - ⑥ 申請図（平面図・断面図・位置図）
※L型側溝がある場合は撤去・再設置，U型側溝がある場合は撤去・再設置またはさや管工法を記載してください。
※下水道本管から官民境界までの距離（占用延長）を記載してください。
※1.5m以上の掘削深度であれば，土留め工を施工する旨を記載してください。
※ます設置位置については隣接境界からなるべく1.0m以上離してください。
（ブロック塀，擁壁等に悪影響を及ぼさないよう考慮が必要。）

※公共ますはなるべくφ40×90以上を設置してください。

(U型側溝がある場合基礎に干渉する、また現在側溝等が無い場合でも将来設置される可能性を考慮する必要があるため。)

※施工(掘削)場所に近接して電柱や標識等がある場合、事前に担当部署(会社)との移設等協議を行ったうえで図面を作成してください。

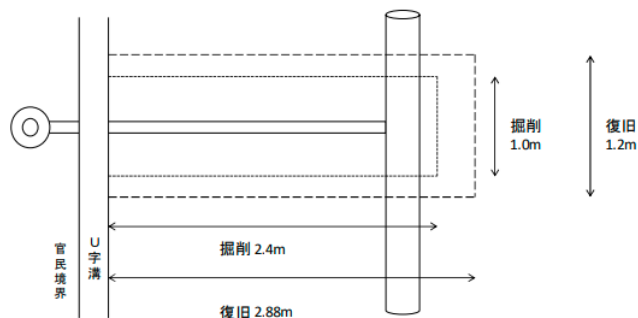
申請図面記載事項について



- ① U型側溝等構造物の基礎砕石下端と取付管の離隔(10cm以上)
- ② 官民境界部の取付管土被り(道路内最低土被り60cm以上)
- ③ 本管土被り
- ④ 本管管底
- ⑤ 道路掘削深

①～⑤について記載漏れが無いよう確認してください
(上記項目以外については現況通り記載)

砂利敷・未舗装等の場合



※施工箇所が砂利敷等の場合、掘削幅の1.2倍を復旧幅とする

上記例の場合、掘削幅1.0m、2.4mをそれぞれ1.2倍した1.2m、2.88mを復旧幅とする

※復旧断面図は、取付管基礎厚、路盤厚、舗装厚(仮復旧・本復旧)、取付管基礎材料、埋戻し材料、路盤材料、舗装材料を記載してください。また、管明示シート設置位置を記載してください。

※掘削面積、復旧面積の計算ミスが無いように必ず確認してください。

※施工場所は住居表示を記載してください。(可能な限り○番△号まで記載)住居表示が未定の場合は「分筆前」時点の住所、または隣地の住所を記載してください。

※水道との共埋工事の申請図(掘削図)を作成する場合は、水道の収受番号は削除してください。また、掘削平面図では、下水管掘削部分のみ斜線を引いてください。その場合、側溝部分は斜線記入対象外となることに注意願います。また、下水道が親で本復旧を行う場合は、他事業掘削部分も含めて斜線を引いてください。

申請図(平面図・断面図・位置図)の必要部数は下記のとおりです。

※市道等の一般的な場合(国道286号線、国道457号線、県道含む)

・下水道単独工事 2部
(下水道提出分のみ)

・近接工事で下水道が本復旧をする場合 4部
(下水道提出分2部、他企業提出分各2部)

・近接工事で他企業(水道・ガス等)が本復旧をする場合 2部
(他企業(水道・ガス等)の確認印を必ずもらってください。)

※市道等以外(国道・農道敷・私道等)の場合は、必要部数が違うので注意してください。

⑦ 利害関係承諾書 1部

※私道の場合、土地所有者より掘削及び占用の承諾を必ず取ってください。

⑧ 公図、確定図(写し可) 3部

※法定外公共物(農道敷・水路敷等)の場合

⑨ その他

- ・ 24 条（道路法）または 76 条（区画整理法）協議による工事にて本復旧工事を行う場合は、許可書を添付してください。
 - ・ 仙台市施工の道路工事等で本復旧工事を行う場合は、担当者に確認印をもらってください。
 - ・ 施工箇所が法定外公共物の場合も、許可申請は下水道管理者が行います。施工前に法定外公共物工事着手届を受付窓口に提出してください。着手届は施工予定日の 2 週間前の締切日（水曜日）までに提出してください。
- また、法定外公共物使用申請は以下の添付書類が必要です。
（位置図・写真・申請図・公図・境界確定図を各3部ずつ）
- ・ ますの移設、深さ変更等の場合も事前に申請が必要となるので注意してください。
 - ・ 排水設備工事を伴わない取付管工事、本管延伸を伴う取付管工事は、下水道調整課管理係への申請となりますので注意してください。
 - ・ 施工箇所に植栽がある場合、移植等について公園課との協議・許可書（回答書）を添付してください。
 - ・ 1 つの物件で「道路掘削あり」と「道路掘削なし（宅内のみ）」が混在する場合、申請は分けて行ってください。

（２） 申請受付から完了までの手順

① 受 付

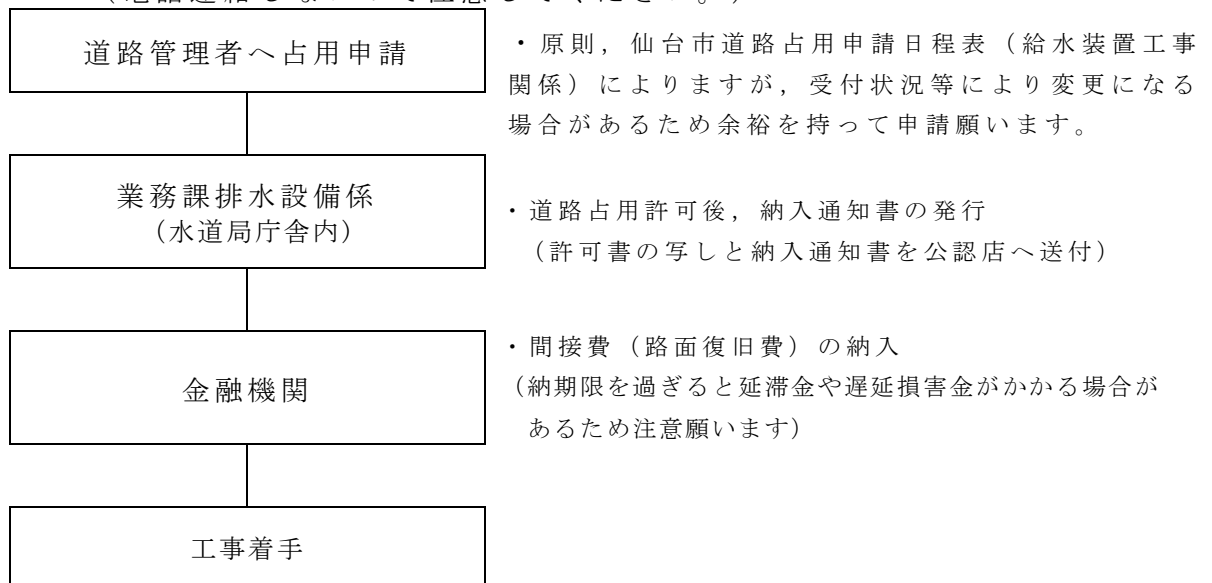
※受付日は全日とするが、16 時 00 分までとします。ただし、1 週の締切日は「水曜日」とします。休日の場合は前日とします。
同時に排水設備確認申請書への受付確認の押印を行うので、必ず持参してください。

② 道路管理者への占用申請（下水道管理者から道路管理者への申請）

※原則、申請受付の翌週の月曜日（休日の場合は次の日）

③ 道路使用許可書（道路管理者の軽易印済）を受取る。

※申請受付翌週の火曜日以降に道路使用許可書を取りに来てください。
（電話連絡しないので注意してください。）



④ 取付管工事完了届の提出（本管接続の場合、P20とP21を両面ｺｰにて使用）

（U型側溝接続の場合、P20とP22を両面ｺｰにて使用）

※工事完了後、速やかに完了届提出期限内（道路占用許可工事期間内）に完了届・竣工図・位置図・道路復旧出来型図（P23）・工事写真（2部）を提出してください。（道路掘削を伴わない場合、私道の場合は1部）また、写

真についてはデータを直接PDF（解像度300dpi画質高精細でファイル一つの中に全ての写真を収納する）変換し、CDでの提出もしてください。ラベル面には受付年や番号等（例えば「R7青-123工事写真」）と、会社名を記載してください。なお、止むを得ないときは、紙をスキャナーでPDF（解像度300dpi画質高精細でファイル一つの中に全ての写真を収納する）にしたものでも可とします。

※完了届の設置場所には住所を記載してください。

※取付管延長は、支管からますまでの延長（水平延長ではなく実際の管体延長）を記載してください。

⑤ 排水設備等新設等竣工届への押印

※下水道公共ます設置申請受付窓口にて完了確認済の印を押印後、排水設備申請等受付窓口へ排水設備等新設等竣工届の提出をする。

⑥ 道路管理者への完了届提出（下水道管理者から道路管理者への提出）

⑦ 完了検査書の写しを公認店へ送付

※申請箇所または申請書類（図面等）に問題のある場合は、占用許可が遅れる場合があるので、工期に余裕をもって申請してください。

※取付管工事の工期延期は、原則として認めないので注意してください。やむを得ず工期延期をする場合は、工期の2週間前までに工期延期願いを提出し、業務課排水設備係と協議をしてください。工期が切れた場合には、延期が認められない場合があるので注意してください。

※取付管の設置位置を変更する場合は、原則、再申請が必要ですので、工事施工前に業務課排水設備係と協議してください。

2. 市負担取付管工事

（1） 提出書類

- ① 公共ます及び取付管工事申込書（両面コピーのものを使用・・・・・・ 1部
※施工場所は住居表示を記載してください。（可能な限り○番△号まで記載）住居表示が未
定の場合は「分筆前」時点の住所、または隣地の住所を記載してください。

- ② 建築確認許可書の写し（新築の場合必要、表紙のみ）・・・・・・ 1部

- ③ 下水道台帳図（朱で設置位置を記入）・・・・・・ 1部

- ④ 竣工図（下水道台帳図がない場合）・・・・・・ 1部

- ⑤ 位置図（朱で設置位置を記入）・・・・・・ 1部

- ⑥ 着手前写真（3方向）・・・・・・ 2部

※申請地及び周囲の状況がわかる「全景」と、ます設置箇所や隣接構造物（U型側溝や擁壁など）がわかる「詳細」を撮影し、提出してください。

- ⑦ 申請図・・・・・・ 2部

※施工箇所が明確に分かる地図を添付してください。

※他企業で本復旧の場合は、確認印を必ずもらってください。

※他企業の引込みが近接する場合は、必ず事前に協議してください。

事前協議のない場合は、同時に本復旧工事ができない場合があります。

※下水道の埋設位置がわかるような図面とし、親企業を含む掘削・影響面積

を記入してください。

※近接工事で下水道が親となる場合でも、必ず同じ日に掘削できるわけではありません。

※施工箇所が法定外公共物の場合は、下水道単独工事であっても申請図を3部提出してください。

- ⑧ 利害関係承諾書（写しでも可）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※私道の場合、土地所有者全員から掘削及び占用の承諾を取ってください。

- ⑨ 公図・登記簿謄本（写しでも可）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※全部事項が記載されているもの

※法定外公共物（農道敷・水路敷等）の場合は、確定図を添付してください。

※字界が隣接する土地の場合は、両方の公図を添付してください。

※登記簿謄本は、申請地の他、隣接する全ての土地を添付してください。市負担の受付は登記していることが前提です。売買契約書では受付できません。

※地目が農地の場合、農地転用届の写しを添付してください。

※必ず埋蔵文化財及び河川保護区域等に該当するか確認してください。

※申請地が開発行為や区画整理事業、下水道法第16条工事に該当するか必ず確認してください。

（担当課は、開発調整課・下水道計画課及び下水道調整課管理係です）

- ⑩ 他企業埋設管等の照会回答文書（図面）の写し

※他企業埋設管がある場合は、埋設位置や管径等を調査のうえ、取付管工事に支障がないことを確認し、申請図面に記載してください。未調査の場合は申請受付が出来ないことがあります。また、調査不足等の場合は希望位置に設置できないことがあります。

（2）申請受付から完了までの手順

① 受 付

※同時に排水設備確認申請書への受付確認の押印を行うので、必ず持参してください。

※受理後は、市の施工業者に対し受付順に工事の指示を行います。工事完了予定日は概ね申請受付時にお知らせした日（設置希望年月日記載の日）となりますが、工事進捗状況等により前後いたします。希望日までの設置を約束するものではありません。入居日が決まっている場合等は特に注意し、余裕を持った申請をお願いします。

※市負担工事は工事可能件数に限度があるため、注意してください。

（特に12月以降の受付は、年度内施工が難しい）

② 公共ますの設置位置や深さ等の確認

※市の施工業者と申請者または公認店で最終確認をしてください。

（必ず現地で立ち会ってください）

③ 取付管工事施工（仙台市）

④ 排水設備の接続工事（公認店）

§ 5 . 施 工

1 . 施工上の注意点

(1) 支管取付

- ① 本管削孔は、コアークッターを使用してください。
- ② 本管と取付管を接続する支管については、「可とう支管」の使用を標準とします。なお、可とう支管の標準図については、仙台市のホームページからダウンロードできます。
「ホーム > 事業者向け情報 > 建築・都市開発・災害対策 > 建築・住宅 > ライフライン関連 > 下水道・浄化槽工事業者向け書類ダウンロードサービス（仙台市下水道施設構造等標準図）」
- ③ 接着は樹脂系接合剤を使用してください。
- ④ マンホールへの接続は原則として行わないものとします。やむを得ない場合は業務課排水設備係と事前に協議してください。

(2) 管布設

- ① 取付管は、下水道用硬質塩化ビニル管（日本下水道協会規格）の使用を標準とします。既設の取付管が鉄筋コンクリート管や陶管などでこれらの管への接続が必要な場合は、適切な継手を使用してください。
- ② 掘削幅員は原則として 1 . 0 m とします。（平板ブロックは 0 . 9 m ）
- ③ 取付管は直管を使用し、やむを得ず曲管を使用する場合は 1 5 度ないし 3 0 度とします。

※自在管の使用は一切認めないので注意してください。（入替えとなるので注意）

※曲管を使用し、横方向に曲げた施工は認められません。

（やり直しとなります）

- ④ 取付管の勾配は 1 0 0 分の 2 以上とり、土被りは道路管理者が定める最低土被り（仙台市道の場合、簡易・L 舗装は 0 . 6 m 以上、A・B・C 舗装は 0 . 8 m 以上、D 舗装は 1 . 2 m 以上、歩道は 0 . 5 m 以上）を確保してください。（事前の協議なく最低土被りを確保できていない施工は、道路管理者より再施工を指示されます）
国道については、国道管理者と別途協議が必要です。

(3) 公共ます設置

- ① 公共ますは、仙台市型（丸型防臭密閉蓋付）を使用し、ますの位置は官民境界から 1 m 以内で道路と宅地の高さが同じ位の箇所とします。
※ 1 m 以内が難しい場合は、業務課排水設備係と事前に協議してください。

- ② 汚水ますからの底抜き（すり鉢状インバート）は認めていません。
- ③ 雨水ますは、泥溜め（15 cm以上）をつけてください。
- ④ コンクリート製ますとの接続は、ます取付継手を使用してください。
- ⑤ 公共ます設置後の嵩上げ・嵩下げ（コンクリート製本体の部分的な切断，蓋枠外周コンクリートの撤去）は認めておりません。事前に建築工事業者等と十分な調整をしたうえで高さを決定してください。

※塩ビ製小口径（φ300）公共ますの使用が可能となりました。使用条件等は下記のとおりです。

＜適用基準＞

【公共用塩ビます】

(1) 分流汚水に適用する。

（原則，合流地区及び分流地区での雨水公共ますには適用できません）

(2) 立上り径はφ300mmを原則とする。

(3) 新設は90度三方向合流形，改築工事は流入受口取付形を標準とする。

(4) 柵深は900mmまでとする。

（900mm以上の深さの場合は，従来どおりコンクリート製公共ますを使用してください）

(5) 底抜きタイプの塩ビますは使用できません。

【公共用柵ふた】

(1) 萩柄に市章入りのデザインとする。

(2) T-8は鋳鉄製防護ふた，T-2は硬質塩化ビニル製ふたとする。

(3) 車両が通る箇所に設置する場合は，鋳鉄製防護ふたの設置を標準とする。

＜留意事項＞

・ 従来どおり，施工状況の写真を提出してください。

・ 90度三方向合流形を使用した場合，使用しない受口はキャップ止めをし，その施工写真を提出してください。

・ JISWAS規格の確認のため，設置した際に製品名がわかるよう写真撮影をしてください。

・ 流入受口取付形で流入口径が150mm以上かつ流入が2本以上となる場合は，排水設備係にご相談ください。

・ 塩ビますの構造図は，仙台市のホームページからダウンロードできます。
「ホーム ＞ 事業者向け情報 ＞ 建築・都市開発・災害対策 ＞ 建築・住宅 ＞ ライフライン関連＞ 下水道・浄化槽工事業者向け書類ダウンロードサービス（仙台市下水道施設構造等標準図）」

・ 塩ビ製小口径公共ますを使用する場合は，ます表に明記してください。

（４） 埋め戻し

- ① 管基礎の保護砂は管下・管上10 cmとし，道路部分に関しては路盤まで再生碎石にて20 cmごとに埋め戻してください。宅内部分に関しては用途に応じて適正な埋戻し材を使用してください。

※保護砂は，洗砂を使用してください。（山砂は不可）

- ② 路盤は，一層の仕上り厚20 cm以下とします。

(5) 舗装復旧

- ① 原則原形復旧とします。(不明な点は別途協議)
- ② 仮復旧の復旧範囲は掘削部分とします。
- ③ 仮復旧は原則加熱合材を使用し、茶色のスプレーにてマーキングしてください。
- ④ 本復旧の復旧範囲は掘削部分から0.2m(ブロック舗装の場合は0.3m)を影響部分として加えた幅とし、影響部から絶縁線までの距離が1.2m未満の場合はこの部分を影響部に含めてください。
- ⑤ 並んで2箇所以上取出しをした場合(他企業分も含めて)は、影響幅を取ったときの各本復旧部分の離隔が1.5m未満となった場合は、間の部分も影響部に含めて復旧してください。
- ⑥ 路面表示がある場合は、それも復旧してください。
- ⑦ 路面の状況等によっては道路管理者より別途指示を受ける場合があります。このため必要に応じ、舗装本復旧の施工前には復旧範囲等について道路管理者に確認してください。(道路管理者へ道路占用工事完了届を提出し受理されるまでは現場管理の責任が伴います。)

(6) その他

- ① L型側溝、U型側溝、地先境界ブロック、その他構造物は撤去・再設置してください。
※えぐり掘は行わないでください。(やり直しとなります)
※U型側溝のような、撤去することにより比較的周囲への影響があると考えられる構造物については、さや管押込み工法での施工を基本としてください。
- ② L型側溝、U型側溝、平板ブロック、地先境界ブロック等の基礎コンクリートやモルタルが粗雑になりやすいので注意してください。
再設置の際には基礎碎石等の厚さは原形にあわせ復旧してください。
- ③ 掘削深が1.5mを超える場合は、土留めを必ず行ってください。また、掘削深により適切な土留め材を使用してください。
- ④ 舗装種別により、適切な位置に埋設標識シートを設置してください。
- ⑤ 国道・私道・法定外公共物の場合は(1)～(6)について、異なる場合もあるので別途協議することとします。
- ⑥ 取付管に貼り付ける管理設表示テープで埋設年記載の無い製品を使用する場合は、手書きや他の方法で埋設年の明示を行ってください。

2. 写真撮影

- ① 撮影項目は、⑤を参照し要点をおさえて簡潔にまとめてください。なお、カメラは横での撮影を基本とし、止むを得ない場合のみ縦での撮影も可とします。
- ② 寸法測定は、スケールの読み取り側を必ず手前にして撮影してください。
- ③ 写真台紙（A4版）に適切に説明事項を書き入れてください。
- ④ 着手～本復旧完成までの写真を一括で提出してください。但し、他企業で本復旧を行う場合は、本復旧の手順写真を省けるものとします。
- ⑤ 写真管理について
 - 1 着手前 看板、誘導員配置状況等。
 - 2 カッター工 切断寸法がわかるようにテープをあててください。なお、切断汚泥処理状況も確実に撮影ください。
 - 3 舗装取壊工 舗装厚がわかるようにスタッフ等をあててください。
 - 4 掘削工 地盤から床付けまでの深さをとってください。
 - 5 土留工 土留めを確認できるよう全景を撮影してください。
 - 6 支管設置工 本管削工状況・接合剤塗布状況・設置状況を撮影。
 - 7 管布設工 延長は支管受口から、ますまでの延長とします。必ず布設後リボンテープをあてた写真とあてない写真を撮影してください。又、途中に曲管を使用した場合、使用した曲管の数・角度を黒板に記入し撮影してください。
※取付管の上に明示テープ及び明示シートを設置し、下水道管であることを明らかにしてください。
 - 8 砂基礎 砂基礎を施工後、基礎厚を確認できるよう管頂をあらわしスタッフをあて写真（現場毎に1箇所）を撮ってください。
 - 9 埋戻し 一層毎に撮影してください。（撮影箇所は固定してください）
※埋戻し写真撮影時に、明示テープ及び明示シートの写真も一緒に撮ってください。
 - 10 路盤工 一層毎に撮影し、現状舗装からの下がりを測ってください。（車道及び歩道一箇所ずつ）
 - 11 仮復旧 面積がわかるように、リボンテープをあて撮影してください。（車道及び歩道一箇所ずつ）
 - 12 本復旧 一層毎に撮影し、現況舗装からの下がりを測ってください。面積が分かるようにリボンテープをあて、撮影してください。

い。（車道及び歩道 1 箇所ずつ）

※温度管理の写真も撮影してください。また、温度管理は、一層ごとに撮影してください。

- 13 ます設置工 計画高から下がりて床付け・基礎碎石・底板・ます設置状況を撮影し埋戻し後、完成状況を撮影してください。また、管口の仕上げ状況及びますの径や深さが分かるようにスタッフをあて撮影してください。
（床付け、基礎碎石は幅も撮影すること）
- 14 黒板について 承認番号、工事場所について必ず記入し検測した数量を写真に収めてください。
- 15 誘導員 配置状況を必ず撮影してください。本復旧についても撮影してください。
- 16 その他 工種毎に状況写真を撮影してください。

3. 樹脂系接合剤の施工方法

1	本管の清掃	本管・支管の接合部についている土、レイトンス、油等の汚れをきれいに除去する。 ※接合部に水が溜まらないよう注意。
2	計 量	主剤と硬化剤が 1 : 1 になるように計量する。 （樹脂系接合剤・二液性）
3	混 合	ビニール手袋をして指先に水をつけて、接合剤の色が均一になるまで混合する。（随時、手袋に水気を補給すること）
4	添 布	十分に混合した接合剤を本管と支管の接合部両面に、手で押し付けるように塗り付ける
5	支管の取付	接合剤を塗り付けた支管を本管の接合部に合わせ、よく押し付ける。
6	盛付け	本管と支管の接合部に更に特殊接合剤を塗り付ける。 特につばの端は、多く盛り付ける。
7	本管内の清掃	支管の穴から手を入れ、本管と支管の間に接合剤を詰めて、本管内部についた接合剤を取り除く。

現場立会い及び調査

※ 現場立会いや調査が必要な場合は、事前に連絡してください。

状況に応じて下水道北・南管理センター、若林下水道サービスセンターまたは業務課排水設備係まで

§ 6 . そ の 他

1 . 公共下水道台帳の閲覧・印刷について

下水道台帳の閲覧・印刷については、下水道閲覧システム（インターネット版）の利用をお願いします。

(<http://www.city.sendai.jp/johokanri/gis/annnai.html>)

台帳は工事竣工図等を基に作成されているものですが、その後の道路工事等により現地と一致しない場合があります。また、台帳は公共ます等があることを証明する図面ではありません。詳細については現地で確認が必要です。

「台帳整備中」と標記される箇所の問合せについて

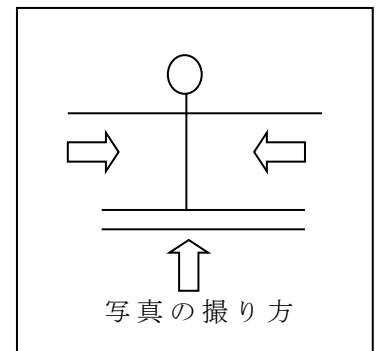
区画整理事業中⇒区画整理組合

事業完了地区⇒下水道調整課

2 . 国道の道路占用申請書類について 3部提出 (国道4号, 45号, 48号)

排水設備係	1部
国土交通省	2部

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ①位置図 | ※位置が明確なもの |
| ②平面図 | ※道路幅員・交通規制図を含む |
| ③断面図 | ※道路幅員・官民境界を入れる |
| ④舗装構成図 | ※係員より別途指示 |
| ⑤工程表 | ※一日の時間割工程表 |
| ⑥写真 | ※施工箇所を三方向より撮影し、
取出し位置を明示 |
| ⑦その他 | 詳細については国土交通省より別途指示 |



3 . 申請地が開発行為または区画整理地内の場合について

申請地が開発行為の場合は、業務課排水設備係への取付管工事申請は必要なく、下水道計画課調整係との事前協議に基づき、すべて開発者負担の工事となるので注意してください。

また、区画整理事業地内で取付管を接続したい本管が市に帰属されていない場合は、業務課排水設備係への申請ではなく、区画整理組合と協議してください。（但し、排水設備の確認申請は別途必要です。）

4 . 道路管理者と下水道管理者の雨水排水施設の維持管理に関する協定について

道路管理者との維持管理協定に基づき、道路管理者が所管するU型側溝等への雨水ますの接続が可能となりました。ただし雨水（合流）本管が接面道路にならない場合とし、公共枳及び取付管を自己負担にて取付する場合には、別紙自己負担用紙（P19）にて申請してください。

※地形及びU型側溝等の規格により設置出来ない場合があるので注意してください。

※土被りが確保出来ない場合、設置が認められないことがありますので、注意してください。

※U型側溝の規格により雨水浸透枳となる場合があるので、土質の調査及び申請者の承諾を得てください。

※取付管は内径100mmとするので注意してください。

※U型側溝等に雨水取付管を接続する場合には、管の突き出しや仕上げ不足により雨水の流れを阻害しないよう、側溝等の内面仕上げに注意してください。

※合流地域は側溝への雨水接続は認められません。

5. 分筆などにより接前道路に下水道管が布設されていない場合等

認可区域内において、分筆などにより宅地の接前道路（道路管理者が所管する道路）に本管が埋設されていないときなどは、市で下水道管を布設する場合がありますが、本管延伸延長が10m以上の場合や掘削深さが概ね3m以上等の施工条件が困難な場合は、管路建設課での受付となります。

工事完了までかなりの時間を要するので設計時には、十分注意してください。

6. 道路管理者等（区役所道路課等）からの指導・指摘事項

- ・三面土留仮設工を徹底してください。（安全管理の徹底）
- ・取付管埋設時、管表示テープを設置してください。
- ・側溝下部の「さや管押込み工法」の写真是、真上からと横方向から撮影し、基礎碎石下端との離隔（10cm以上）がわかるようスタッフ等をあててください。また、さや管と本管の空隙部分にはモルタル等を適切に充填した写真を提出してください。
- ・「さや管押込み工法」の工程写真是、道路側と宅地側から撮影してください。
- ・埋戻し（RC-40）は一層20cm以下毎に確実に転圧を実施し、各層の施工状況および転圧完了状況の写真を撮影してください。
- ・舗装種別毎の最低土被り、復旧路盤厚および舗装厚は確実に確保し、写真を撮影してください。（事前の相談等も無く、基準を満たさない施工については再施工を指示されます。舗装等の厚さは原則、原形復旧となります。）
- ・道路占用工事期間の延長申請は、占用許可期限内に申請することが必要ですので、早めに協議を行い提出してください。
- ・舗装本復旧は絶縁線を考慮して行ってください。また、工事施工箇所が複数で近接している場合やC・D舗装の場合は、道路管理者より拡大舗装復旧を命じられる場合があるため、既存舗装の状況等を考慮のうえ、施工前に協議を行ってください。
- ・舗装仮復旧を行った後の圧密沈下で段差が生じたことによる事故等が発生しております。本復旧を行うまでの間「現場管理の徹底」をお願いします。また、本復旧完了後においても、道路管理者へ道路占用工事完了届を提出し受理されるまでは現場管理の責任が伴いますので、工事完了後は速やかに工事完了書類の提出をしてください。

7. 留意事項

- ・物損事故を防止するため、他企業引き込み管に細心の注意を図ってください。
- ・宅地内に設置する公共ます等の埋戻しの不備で圧密沈下により陥没し、お住まいのお客様が不利益を被ることのないよう、十分な施工管理をお願いします。
- ・宅盤の高さ変更のため、公共ますの嵩上げ・嵩下げが公認店以外の業者により無届で行われている事例が多く発生しております。適切に協議・申請を行うことを元請（建築

業者等）に注意するようお願いします。

・埋蔵文化財包蔵地，河川保全区域等に該当するか調査・確認し，必要に応じて各関係機関と協議してください。該当する場合は届出等が必要となります。

・台帳はあくまでも「参考図」です。現地調査や竣工図の確認など詳細な調査をお願いします。（台帳に公共ますの記載が無くても，「竣工図」に記載があるケースがあります。）

・自己負担の取付管工事で「排水設備の確認申請を伴わない取付管工事のみ」の場合や「本管延伸を伴う取付管工事」の場合は，下水道調整課での受付となります。

・市負担の取付管工事で，掘削深が概ね 3 m 以上等の施工条件が困難な場合であったり，本管延伸の延長が 10m 以上のものは，管路建設課での受付となります。案件ごとに発注することになり相当の期間がかかりますので，早めに窓口にご相談ください。

・自己負担取付管工事申請の週締切については「水曜日」ですのでご注意ください。工事施工日が差し迫ってからの申請が多くみられますが，占用の許可が出るまで時間を要する場合がありますので，期日に余裕を持った申請をお願いします。

・法定外公共物への申請の場合，施工前に着手届の提出が必要となります。施工予定日の 2 週間前の締切日（水曜日）までに公共ます受付窓口へ提出してください。

8. 連絡先一覧

課・係名（住所）	電話番号
下水道経営部業務課排水設備係 (仙台市太白区南大野田 29-1 水道局 1 階)	748-0585
下水道管理部下水道北管理センター 管路管理係 (仙台市泉区上谷刈字沼下 1 担当 青葉・泉)	373-0902
下水道管理部下水道南管理センター 管路管理係 (仙台市太白区郡山字上野 4-1 郡山監視センター2 階 担当 宮城野・太白)	746-5061
若林下水道サービスセンター (仙台市太白区郡山字上野 4-1 郡山監視センター2 階 担当 若林)	746-5062
下水道管理部下水道調整課管路係 (仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 仙台市役所本庁舎 5 階)	214-8816
下水道建設部管路建設課工事第一係(青葉・泉) 工事第二係(宮城野・若林・太白) (仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 仙台市役所本庁舎 5 階)	214-8827(一係) 214-8828(二係)
下水道建設部下水道計画課調整係 (仙台市青葉区国分町三丁目 7-1 仙台市役所本庁舎 5 階)	214-8830

公共ます及び取付管工事申込書 (市負担)

令和 年 月 日

仙台市下水道管理者
仙 台 市 長 様

申請者
住所
氏名
電話

印

公共ます及び取付管を設置していただきたく、下記により申込みいたします。

記

- | | | | | | |
|-------|--|--|-------------------|---------------------|-------------------|
| 1 | 設 置 場 所 | 仙 台 市 区 | | | |
| 2 | 公 共 ま す の 規 格 | 内 径 | cm | 深 さ | cm |
| 3 | 取 付 管 の 規 格 | 内 径 | mm | 延 長 | m |
| 4 | 種 別 | 汚 水 (コ ン)
汚 水 (塩 ビ)
雨 水 | | 新 設
撤 去
入 替 え | 箇 所
箇 所
箇 所 |
| 5 | 道 路 種 別 | 市 道 ・ 私 道 ・ 法 定 外 公 共 物 ・ 国 道 ・ 県 道 ・ 宅 内 ・ そ の 他
路 線 No () ()
舗 装 種 別 () | | | |
| 6 | 近 接 工 事 の 有 無 | 無 ・ 有 (下 水 道 ・ 水 道 ・ ガ ス 親) | | | |
| 7 | 公 共 ま す 及 び 取 付 管 の 設 置 希 望 年 月 日 | 令 和 年 月 日 頃 ま で | | | |
| 8 | 公 共 ま す 及 び 取 付 管 の 設 置 に 係 る 土 地 等 の 状 況 | | | | |
| (1) | 土 地 の 状 況 | ア 建 物 の 敷 地 | イ さ ら 地 | | |
| (2) | 建 物 の 状 況 | (1) ア の 場 合 | | | |
| | ア 一 般 住 宅 | イ 一 戸 建 て の 貸 家 | ウ ア パ ー ト (世 帯) | | |
| | エ 事 業 所 | オ そ の 他 () | | | |
| 9 | 公 共 ま す 及 び 取 付 管 の 設 置 を 必 要 と す る 理 由 | | | | |
| | ア さ ら 地 , 駐 車 場 等 の た め 既 設 の ま す 及 び 取 付 管 が な い。 | | | | |
| | イ 土 地 の 分 筆 | ウ そ の 他 () | | | |
| 10 | 排 水 設 備 工 事 の 内 容 | | | | |
| | ア く み 取 改 造 | イ 浄 化 槽 切 替 え | ウ 新 築 | | |
| | エ そ の 他 () | | | | |

11 遵守事項

- (1) 公共ます及び取付管の設置に係る土地の使用は、無償といたします。
- (2) 公共ます及び取付管の設置に係る工事に関しては、全面的に市に協力するとともに、設置後の維持管理のための当該地への立入についても承諾いたします。
- (3) 故意又は過失により公共ます又は取付管を破損した場合は、自費で修理いたします。
- (4) やむを得ず、公共ます及び取付管を移設する場合は、市の承認を受けた上、自費で行います。
- (5) 公共ます及び取付管の設置に係る土地を他人に譲渡する場合は、譲受人に遵守事項を継承いたします。
- (6) その他 ()

12 本件工事に関する各種手続の委任先

公認店（排水設備）

印

（電話 ）

責任技術者

設 置 箇 所 図

公共ます及び取付管工事承認申請書（自己負担）

令和 年 月 日

仙台市下水道管理者
仙 台 市 長 様

申請者
住 所
氏 名
電 話

印

下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共ます及び取付管を下記により設置いたしたく承認願います。

記

- 1 設 置 場 所 仙台市 区
- 2 公共ますの規格 内 径 cm 深 さ cm
- 3 取 付 管 の 規 格 内 径 mm 延 長 . m
- 4 種 別 汚水（コン） 新 設 箇 所
 汚水（塩ビ） 撤 去 箇 所
 雨 水 入替え 箇 所
- 5 道 路 種 別 市道・私道・法定外公共物・国道・県道・宅内・その他
 路線 No() ()
 舗装種別()
- 6 近 接 工 事 の 有 無 無 ・ 有 (下水道 ・ 水道 ・ ガス 親)
- 7 上流マンホールからの距離 . m
- 8 完了届提出予定日 令和 年 月 日
- 9 添 付 書 類 等 申請図、復旧断面図、位置図、道路使用許可申請図等

10 遵守事項

- (1) 公共ます及び取付管の設置に係る費用（路面復旧費に係る遅延損害金については、千円未満のものを除く）は自費とし、公共ます及び取付管は市に帰属いたします。又、帰属後は当該施設の設置に係る土地の使用は無償といたします。
- (2) 設置後の維持管理のための当該地への立入については、承諾いたします。
- (3) 故意又は過失により公共ます又は取付管を破損した場合は、自費で修理いたします。
- (4) やむを得ず、公共ます及び取付管を移設する場合は、市の承認を受けた上自費で行います。
- (5) 公共ます及び取付管の設置に係る土地を他人に譲渡する場合は、承認に係る条件及び遵守事項を継承いたします。

11 本件工事に関する各種手続（路面復旧費納入を含む）の委任先

工 事 業 者

(電話

責 任 技 術 者

印

)

受付番号

受 付

令和 年 月 日

申請者
住所
氏名
電話

印

記

- (1) 公共ます及び取付管の設置に係る費用(路面復旧費に係る延滞金については、千円未満のものを除く)は自費とし、公共ます及び取付管は市に帰属いたします。又、帰属後は当該施設の設置に係る土地の使用は無償といたします。
- (2) 設置後の維持管理のための当該地への立入については、承諾いたします。
- (3) 故意又は過失により公共ます又は取付管を破損した場合は、自費で修理いたします。
- (4) やむを得ず、公共ます及び取付管を移設する場合は、市の承認を受けた上自費で行います。
- (5) 公共ます及び取付管の設置に係る土地を他人に譲渡する場合は、承認に係る条件及び遵守事項を継承いたします。

- 工 事 業 者 (電 話) 印
責 任 技 術 者

先	受付番号
受 付	

公共ます及び取付管工事完了届

(自己負担)

令和 年 月 日

仙台市下水道管理者
仙 台 市 長 様

申請者
住所
氏名

印

年 月 日付受付番号第 ー 号で承認されました
公共ます及び取付管工事が完了しましたので、下記のとおり届けます。

記

- 1 設置場所（住所） 仙台市 区
- 2 公共ますの規格 内径 cm, 深さ cm
- 3 取付管の規格 内径 mm, 延長 . m
- 4 種 別 汚 水（コン）・汚 水（塩ビ）・雨 水
- 5 工事完了年月日 年 月 日
- 6 添 付 書 類 竣工図，位置図，復旧出来形図，工事写真
- 7 本件工事に関する各種手続（路面復旧費納入を含む）の委任先

工事業者 印 （電話 ）

責任技術者

竣 工 図	道路占用許可年月日番号	年 月 日	第 号
	取付管承認年月日番号	年 月 日	第 一 号
工 事 名			
施 工 場 所			
近 接 工 事	無・有（水道・ガス・その他）	施 工 年 月 日	年 月 日

延長 L = . m

管種 管 φ

管種 管 φ

延長 L = . m

上 流
マンホール

延長 L = . m

内 径 深 さ
cm × cm

官 民 境 界 線

L = . m

隣 地 境 界 線

深 さ
H = . m

延長 L = . m
(完了届記載延長)

公共ます

P20と両面コピーにて使用する事。

竣 工 図	道路占用許可年月日番号	年 月 日	第 号
	取付管承認年月日番号	年 月 日	第 一 号
工 事 名		申 請 者	
施 工 場 所		施 工 業 者 名	
近 接 工 事	無・有（水道・ガス・その他）	施 工 年 月 日	年 月 日

U 型側溝

内径 × 深さ
cm × cm

VUφ100 L= . m
(完了届記載延長)

隣地境界線

官民境界線

深さ
H = . m

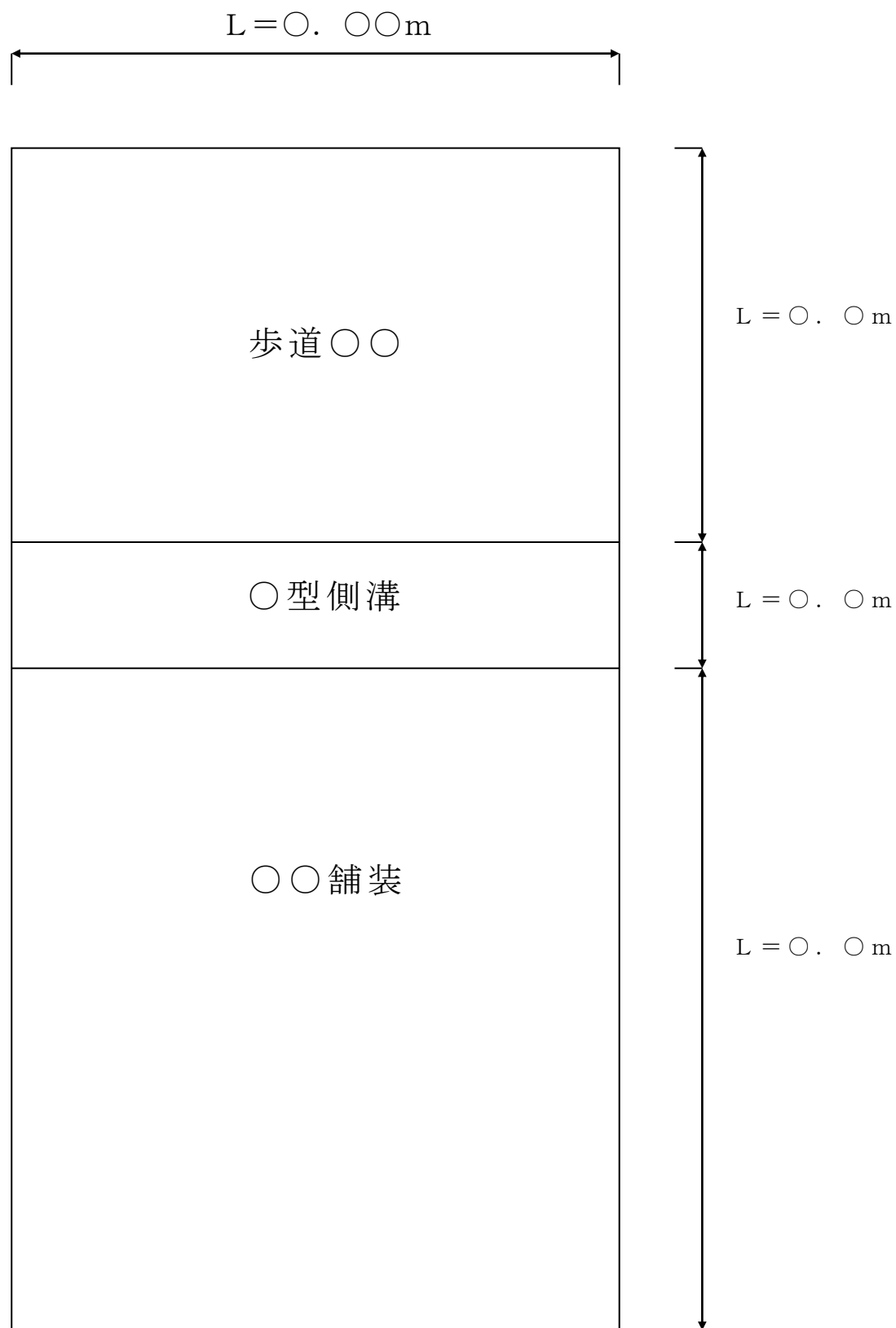
深さ
H = . m

公共雨水ます

P20と両面コピーにて使用する事。

道路復旧出来型図

例



※ 公共ます及び取付管工事完了届（自己負担）提出時に添付

公共ます及び取付管工事承認申請書の取下げ願い（自己負担）

令和 年 月 日

仙台市下水道管理者

仙 台 市 長 様

申請者住所

氏 名 印

工事業者名

印

代表者名

以下の理由により下記の申請書を取り下げたいので、受理されたくお願いいたします。

記

1 受付年月日 令和 年 月 日

2 受付番号 第 一 号

3 設置場所 仙台市 区

4 理 由

公共ます及び取付管工事申込書の取下げ願い（市負担）

令和 年 月 日

仙台市下水道管理者

仙 台 市 長 様

申請者住所

氏 名 印

工事業者名

印

代表者名

以下の理由により下記の申込書を取り下げたいので、受理されたくお願いいたします。

記

- | | |
|---------|----------|
| 1 受付年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 受付番号 | 第 一 号 |
| 3 設置場所 | 仙台市 区 |
| 4 理 由 | |